

北陸農政局土地改良事業地区営農情報誌

アグリトープ

vol. 31 令和7年3月発行



水橋地区 整備済み工区全景(富山県)



新川流域二期地区 農業大学校とのスマート農業実証(新潟県)

目次	管内国営土地改良事業地区における営農推進の取組
	トピックス (スマート農業法の施行／国産野菜の活用拡大)

管内国営土地改良事業地区における営農推進の取組

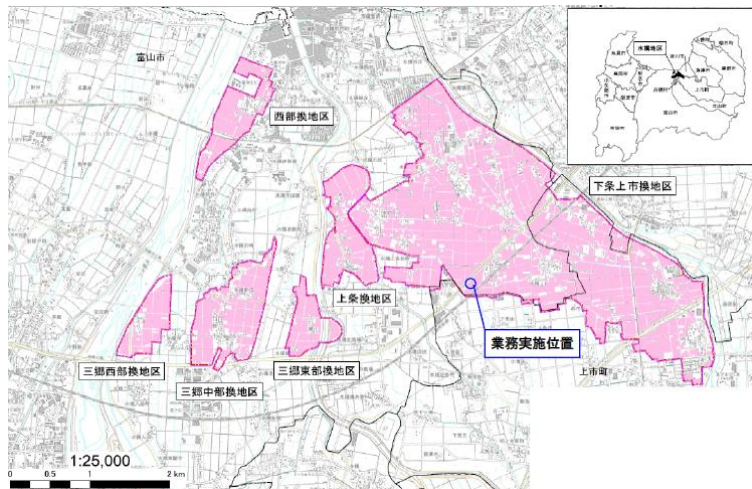
□実証ほ場でのにんじん等高収益作物栽培の取組・・・水橋地区

国営農地再編整備事業「水橋地区」においては、農地の大区画化・汎用化等を行い、担い手への農地利用集積・集約を推進するとともに、スマート農業の導入により更なる農作業の効率化を図り、生み出される余剰労力による高収益作物の作付拡大により、生産性・収益性の向上を図ることとしています。

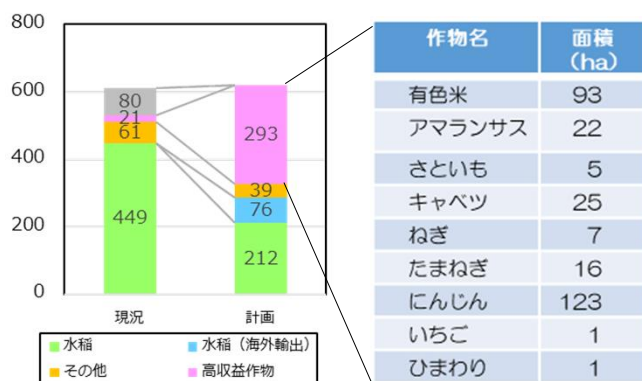
これら計画の実現を図るため、令和4年度に富山県富山農林振興センターが事務局となり、代表農家、市、土地改良区、JA、国等により構成される「国営水橋地区営農推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、関係者による協議調整や情報共有を図り各種課題解決に向けた取組を実施しています。

水橋農地整備事業所では、整備されたほ場の効率的な利用を図るため、地下かんがい機能をもった実証ほ場を設置し、令和4年度から、協議会の合意・協力を得てにんじん等の高収益作物の試験栽培を実施しています。

また、地域との交流を図るため、実証ほ場は地元小学生の農業体験学習の場としても活用しています。今後は、高収益作物の生産拡大を図るため、実証結果の更なるPRを行い地域農業の発展につなげてまいりたいと思います。



国営事業の受益地内に実証ほ場を設置



水橋地区の営農計画



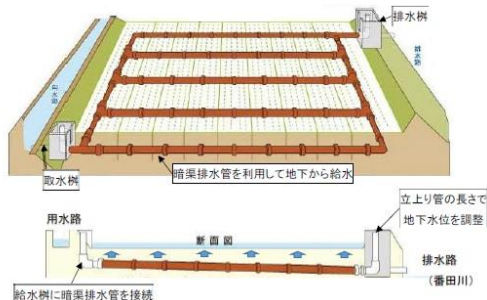
国営水橋地区営農推進協議会



にんじん播種作業



たまねぎ防除作業



地下かんがいシステムの概要



にんじん収穫作業or体験



たまねぎ収穫作業

水橋農地整備事業の事業概要については、以下の北陸農政局ホームページでご覧になれます。
→<https://www.maff.go.jp/hokuriku/kokuei/mizubashi/jigyoku.html>

□スマート農業実証の取組・・・新川流域二期地区

新川流域農業水利事業所は、令和元年度に新潟県農業大学校（以下「農業大学校」という。）との間で締結した協定に基づき、農業大学校等の関係機関と連携し、スマート農業実証実験を行いました。本実証実験は、農業後継者の育成や確保に課題を抱える本地域の営農課題に対して、大区画ほ場による営農可能性を示すとともに、水稻作の一層の省力化により節減した余剰労力の活用を検証することを目的としたもので、2haの大区画ほ場で、スマート農業機械を用いた営農作業実証（春耕起、代掻き、水管理、田植え、収穫、秋耕起）を行いました。

スマート農業を体験した学生からは、「手動運転より真っすぐ進み精度が高い。障害物を探知して自動で止まる機能があり安全性も高い。」との実感や「これからの経営とスマート農業は切っても切れなくなる。コスト回収の面も検討しながらうまく取り入れていく必要がある。」など今後の農業に期待する声もありました。

今後も、農業大学校と連携しながら、地域の持続的な農業振興に寄与してまいりたいと思います。



農業大学校内の大区画(2ha)ほ場



ロボットトラクターによる無人代かき作業



農業大学校学生との意見交換



スマート田植え機での作業(苗補給は有人)



ICT自動給水栓の導入試験



収穫と秋耕起の協調作業

新川流域農業水利事業所の取組について、詳しくは、以下の北陸農政局ホームページでご覧になれます。 <https://www.maff.go.jp/hokuriku/kokuei/shinkawa/koho.html>

トピックス:スマート農業法の施行／国産野菜の活用拡大

□スマート農業技術活用促進法について

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(スマート農業技術活用促進法)」が、令和6年10月1日に施行されました。

本法律では、①農業現場でのスマート農業技術の導入を後押しする生産方式革新実施計画 ②技術開発とその普及を後押しする開発供給実施計画 の2つの計画認定制度を設け、スマート農業技術の活用による生産性の向上を促進します。

スマート農業技術活用促進法の概要

農業の現場では・・・

→ スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要

技術の開発では・・・

開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることが重要

生産方式革新実施計画

スマート農業技術の活用
+
新たな生産方式

開発供給実施計画

スマート農業技術等の開発
+
現場への供給

スマート農業技術活用促進法

(10月1日施行)で後押し

◇計画認定を受けるメリット◇

○融資・税制等の特例措置が受けられる！

○予算上の優遇措置(令和7年度予算概算要求)が受けられる！

⇒計画認定を受けるためには、それぞれの認定要件を満たす必要があります。

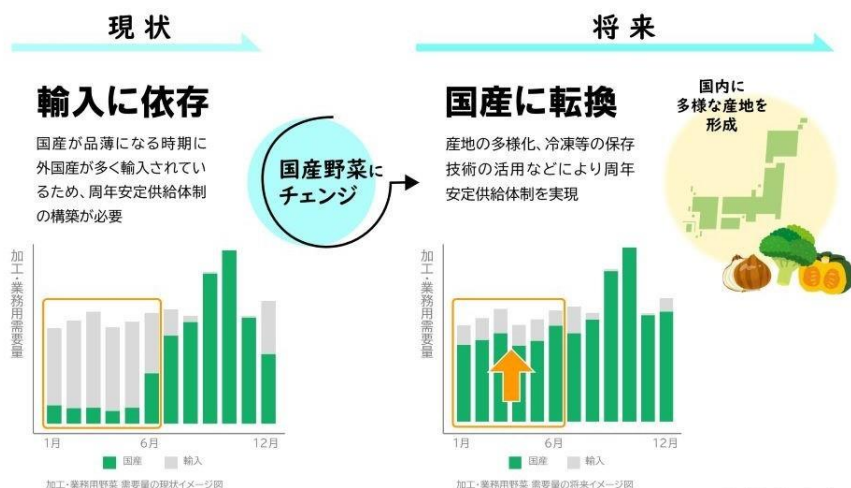
スマート農業技術活用促進法について、詳しくは、以下の農林水産省ホームページでご覧になれます。
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html>

□「国産野菜シェア奪還プロジェクト」について

日本で消費される野菜は、約6割が加工・業務用であり、そのうちの3割程度が輸入に占められている状況にあります。

農林水産省では、海外調達不安定化によるリスク軽減のため、加工・業務用を中心とした国産野菜の生産、供給に関わる事業者の経営安定化等を通じ、国産野菜の活用拡大を図る「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を立ち上げることとしました。

北陸地方の加工・業務用野菜の取組事例などをホームページに掲載しています。



「国産野菜シェア奪還プロジェクト」について、詳しくは、以下の北陸農政局ホームページでご覧になれます。
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/seisan/engei/koshueki.html>

<編集発行> 北陸農政局国営土地改良事業地区営農推進検討連絡会

事務局:農村振興部農地整備課

〒 920-8566 金沢市広坂2-2-60 TEL 076-263-2161 (内線3452)